

栄養教諭による食の指導普及啓発（教育委員会委託分）

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

提出された企画提案書についてテーマごとに審査を行い、本事業の予算の範囲内で、評価点が最低評価点に達した者から、原則として各評価項目の得点の合計の高い順に選定するが、全国の状況を考慮した調査研究とするため、応募者の地域バランスについても採択に当たって考慮するものとする。

各項目のうち、一項目でも「劣っている」の評価が付された提案については、採択するか否かについて検討する。この際、提案者に対し、「劣っている」が付された評価項目について具体的な改善策の提示を求め、その改善により事業目的を達成できると判断した場合には採択することとする。

採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容

- ① 事業の目標・計画が事業趣旨と合致し、かつ具体的に設定されていること。
- ② 事業内容が事業趣旨の達成に資するものであること。
- ③ 事業を行うための実施体制が確立されていること。
- ④ 栄養教諭の職務内容の見直しや効果的に活用しに資する校務分掌の検討方法について効果的な手法が提案されていること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

2. 事業実施体制

- ① 適切な事業実施・業務管理に必要な組織体制を有していること。
- ② 事業を効果的に遂行するために必要な実績等（例：食に関する指導に関する取組の推進、学校給食を活用した食育の推進に係る取組等）を有していること。

V 評価基準

1. 「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施体制に関する評価」に係る
評価基準 →以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点
普通＝3点 やや劣っている＝2点
劣っている＝1点

2. 評価点の合計及び最低評価点

- ・ 事業内容に関する評価（5点×5＝25点）
 - ・ 事業実施体制に関する評価（5点×2＝10点）
- 合計35点

※採択を行う最低評価点は25点とする。